

## 令和7年度（2025年度） 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象

#### (1) 対象部局

経済部

#### (2) 対象事務

令和7年（2025年）4月1日から令和7年7月31日までに  
執行された財務に関する事務およびその他の事務

### 2 監査の期間

令和7年9月1日から令和7年12月25日まで

### 3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

#### (1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

#### (2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 支出事務（立地環境調査補助金）

- ア 違法，不当または不経済な支出はないか。
- イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。
- ウ 物品等の検査検収は確実に行われているか。
- エ 支払時期は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について，監査した限りにおいて，次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

ア 予算の執行

(ア) はこだてみらい館については，駅前・大門地区の賑わいの創出を目的に入館者数の目標を年間12万人として平成28年に開業し，以来約8年間で約12億円の公費を投入してきたが，財務部が作成した公共施設カルテによると過去最多を記録した令和6年度の入館者数も約6万7千人にとどまり，年間収支は約1億2千万円の赤字となっている。

経済部では，観光客利用の想定と視認性を確保し入館者数の増加へつなげるため，平成29年3月にキラリス函館ビル壁面へ看板を設置し，平成30年4月に利用料を値下げする対策をしているが，これまで，はこだてみらい館の費用対効果についての検証は一度も行っていない。

同公共施設カルテによると，経済部が同一ビル内にはこだてみらい館と同じ目的で設置しているはこだてキッズプラザは，年間約5千4百万円の赤字で令和6年度は約11万人の入館があり，はこだてみらい館の2分の1以下の費用負担で約6割多い入館者を確保している。また，駅周辺に立地し，教育・文化

の向上および観光振興を目的として企画部が所管する青函連絡船記念館摩周丸については、年間約1千3百万円の赤字で令和6年度は約7万5千人の入館があり、はこだてみらい館の約9分の1の費用負担で約1割多い入館者を確保している。

本市の財政状況が厳しさを増し、事業の見直しをはじめとする行財政改革に取り組んできていることも踏まえ、はこだてみらい館について毎年約1億2千万円の費用負担に見合う駅前・大門地区の賑わいの創出効果が得られているか検証されたい。

(イ) 商工業振興費で予算執行している函館臨空工業団地市有地内草刈業務について、仕様書では区画AからJまでを業務対象と図示していたが、予定価格は、区画C・Dを除いた面積で記載されており、入札時に示した業務対象の区画と対象面積は一致していなかった。

経済部では、作業の着手直前にこの誤りが判明したものの、契約担当部局との協議を経ず、受託者と口頭で協議したうえで区画C・Dを除外し、契約上の業務範囲と実際の履行範囲が異なったまま業務を履行させ、完了検査までを行っていた。

これらのことは、契約事務に係る関係規則等の定めを意識せずに事務を執っていたことが原因の一つと思料されるが、地方自治体の契約は、経済性や公正性の面から慎重かつ厳格に行うべきものであることから、委託する業務の内容、範囲、事業費の算出方法等を十分に精査することはもとより、契約書はその意思表示の内容の合致を表示し、かつ、これを証するために取り交わす文書であることを意識したうえで、予算の執行に当たっては、法令等にのっとり適切な事務手続を執られたい。